

日本スポーツ仲裁機構

機構長 道垣内正人 殿

2003年9月11日

意見書

成蹊大学法学部教授

東京大学名誉教授

青山善充



質問事項

スポーツをめぐって、競技団体がする競技会への出場選手選考や、アマチュア規則違反を理由とする一定期間の選手登録抹消などの決定に不服を有する選手(団体メンバー)がその決定の取消しを求める訴えを裁判所に提起した場合、裁判所はその決定の当否を判断できるか。

鑑定意見

・結論:

裁判所は、競技団体がしたそのような決定の当否の判断に踏み込むことなく、その訴えを却下することになる、と考える。

・理由:

1. 裁判所法3条1項は、「裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。」と規定し、裁判所が裁判をする対象を、「法律上の争訟」に限っている。その結果、「法律上の争訟」に当たらない紛争について裁判所に訴えが提起されても、裁判所としては、これを却下するほかはない。

問題は「法律上の争訟」とは何かであるが、通説によれば、次の通りである。「法律上の争訟」とは、法令の適用によって解決することが可能な、権利義務に関する当事者間の紛争であり、換言すれば、その解決の結果いかんが私人の法律上の地位に直接影響を及ぼすような紛争である。

これまでの裁判例を見ても、私人の法律上の地位に直接影響を及ぼすことのない、宗教の教義をめぐる争いや、学問上の業績をめぐる争いは「法律上の争訟」ではないとされ、一方の当事者がこれを裁判所に訴えても、裁判所はこれについて裁判を行わず、訴えを却下している(宗教の教義をめぐる争いにつき、最高裁昭和56年4月7日判決・民集35巻3号443頁、最高裁平成14年2月22日判決・判例時報1779号22頁、学問上の業績をめぐる争いにつき、東京地裁平成4年12月16日判決・判例時報1472号130頁、等)。

その場合に、裁判所に対する請求の趣旨が当事者の権利義務または法律上の地位の主張に仮託されても、その判断のための不可欠の前提問題が宗教の教義や学問上の業績をめぐる争いであるときは、結論は変わらないことに注意する必要がある(上記三つの事件では、請求の趣旨は、それぞれ寄附金返還請求、建物(寺院)明渡請求、名誉毀損による損害賠償請求の形をとっており、一見法律上の争訟の如き外観を呈している)。

スポーツをめぐる争いについても、東京地裁平成6年8月25日判決・判例時報153号84頁では、自動車競技において競技会審判委員会から1周減算のペナルティーを受けた選手が、それに対するアピールを却下した自動車競技の統括団体を相手にして、1周減算ペナルティーの決定を取り消せと訴えた事件において、東京地裁は、この訴えを却下し、その理由として、「国家制度としての民事訴訟制度は、国家権力に基づき私人間の生活関係上の紛争又は利害の衝突の解決調整を図ることによって、これに基づく私人の生活上の障害や危険を除去すると共に、社会の秩序を保持することを目的とするものであり、その意味では、裁判所は、私人間の紛争のすべてにわたって審査機能を有するのではなく、特に、その紛争が法律上の争訟といい得るものに限って司法審査を加えるのである(裁判所法3条参照)。」と判示している。

2. 以上を前提として、質問事項の「競技団体がする競技会への出場選手選考や、アマチュア規則違反を理由とする一定期間の選手登録抹消などの決定」を不服とする団体所属の選手がこれを裁判所に提訴した場合に、果たして裁判所はどうするか、を考察してみよう。

結論を先にいえば、そのような決定の当否をめぐる争いは、「法律上の争訟」とはいえず、裁判所はこれについて判断することができない。したがって、原告の訴えは却下されることになる。その理由をやや敷衍して説明すれば、次の通りである。

(1) 裁判は、法律の専門的トレーニングを受けた裁判官がする紛争解決方法である。ところが、競技会出場選手の選考や選手登録の抹消等に端を発する争いは、仮に損害賠償や名誉毀損等の法的外衣をまとっていても、真の争点は、当事者のスポーツの実績、現在のコンディション、他の選手との比較、規則制定の理由とその運用、規則を含むその競技の特殊性、さらに場合によってはスポーツマンシップやフェアプレイの精神等を考慮しなければ判断をすることはできない。したがって、法律の適用によって紛争の解決を予定している裁判所の判断に馴染まない事項といわざるを得ない。

(2) もう一つの理由は、団体の内部規律の問題に国家がどこまで介入すべきか、という問題に関する。スポーツ団体に限らず、団体とその構成メンバーとの間には、メンバーのその団体内部での処遇や、内部規律違反等を理由とする各種処分等をめぐって、様々な確執や意見の対立がありうる。しかし、これらについて、裁判所が国民の税金を使って運営している裁判手続によって解決に乗り出す必要はないし、そんなことをすれば司法エネルギーはいくらあっても足りないことになろう。これまでの裁判例でも、様々な団体内部の争いにつき、団体内部の自律的決定がまずもって尊重されなければならない旨が繰り返し説かれている(政党による党員除名処分につき、最高

裁昭和63年12月20日判決・判例時報1307号113頁、学校の内部紛争につき、大阪高裁平成9年9月16日判決・判例タイムズ969号259頁、等)。スポーツ団体の決定をめぐる争いも、その団体の自律権の範囲内で公正妥当に解決されれば足りる。紛争解決方法としてスポーツ仲裁を用いるというのも、その一つの選択肢であろう。

3. なお誤解を避けるために蛇足を加えれば、上述したことは、スポーツと名が付けば裁判所はこれに関するあらゆる紛争に介入しない、ということではない。スポーツの選手や団体といえども、契約法や不法行為法などの市民法秩序の適用を免れるものではなく、その結果として「法律上の争訟」が生ずることはありうる。すなわち、当事者の法律上の地位に直接影響を及ぼすため、団体の自律的判断に委ね得ない紛争であって、法令の適用によって解決可能なものであれば、国家の裁判所がこれにつき法的判断を下しうるのは当然である。プロ野球やプロサッカーにおける選手の雇用契約はその典型である。

4. 以上のことから、「結論」において述べたとおり、質問事項について^ては、裁判所は、競技団体の決定の当否の判断に踏み込むことなく、その訴えを却下することになる。

(以上)